

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 6 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」（令和7年7月4日付け保発0704第2号厚生労働省保険局長通知）が発出され、健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の認定について、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が、19歳以上23歳未満である場合における取扱いが、下記のとおり変更されることとなりますので、事務担当者様及び被保険者のみなさまへご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変 更 内 容
認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とする者について、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

2. 適用年月日
令和7年10月1日

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 資 格 係
電 話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」